

償却資産申告書の受け付けが始まります

【問い合わせ】市税務課資産税係 ☎22-2111 (内線144)

市では、固定資産税の償却資産申告書の受け付けを、次の日程で行います。平成27年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している事業所および個人事業主の人は忘れずに申告してください。

- ◆**場所** 市税務課資産税係
- ◆**日時** 平成27年1月5日(月)～2月2日(月) 8時30分～17時15分
※期限が近づくと窓口が混雑しますので、1月20日(火)ころまでの提出にご協力願います。なお、同日程で市民税係において「給与等支払報告書」の提出も受け付けます。
- ◆**申告方法**
償却資産の名称、取得価格および耐用年数などを申告してください。なお、初めて申告する場合は全資産を、それ以外の場合は、市税務課から送付された種類別明細書を確認の上、資産の増減について申告してください。
また、東日本大震災により滅失し、または損壊した資産に代わるものとして取得し、または改良した場合には、課税標準額を4年度分2分の1とする特例がありますので、代替資産であることを明記し、併せて申告してください。
- ◆**提出書類** ① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
② 種類別明細書(増加資産、全資産用)
③ 種類別明細書(減少資産用)

取り壊し家屋の連絡を忘れずに

平成26年中に家屋の取り壊しがあり、まだ滅失登記をしていない人は、固定資産税納税通知書の最終ページにある「異動連絡用はがき」に必要事項を記入の上、市税務課に提出してください。

提出がない場合、取り壊しの確認ができず、翌年度以降も固定資産税が課税されることがありますのでご注意ください。なお、東日本大震災により流出し、または損壊した家屋を取り壊した場合は提出する必要はありません。

被災した人の「医療費の一部負担金」「介護保険の利用者負担額」の免除期間を平成27年12月31日まで延長します

市は、東日本大震災で被災し、①国民健康保険②後期高齢者医療制度の一部負担金③介護保険の利用者負担額が免除されている人の免除期間を、平成27年12月31日まで延長します。①③ともに、新しい免除証明書・免除認定書を12月中旬に郵送します。

※東日本大震災により業務の休廃止または失職をしたという理由で、一部負担金などが免除されている人については現在の収入などにより判定します。該当する人には申請書を郵送していますので各窓口で申請してください。

※家屋の全半壊・生計維持者の死亡または

は行方不明・福島第一原子力発電所の事故による避難指示や計画的避難区域を理由に医療費の一部負担金・介護サービス利用料が免除されている人は、申請の必要はありません。

※免除措置は市町村によって異なりますので、他市町村へ転出する場合は転出先の市町村に免除措置の有無を確認してください。

【問い合わせ】
代表番号 ☎22-2111
① 市民課国保年金係(内線222)
② 市民課医療給付係(内線229)
③ 高齢介護福祉課高齢介護係(内線241)

道路の除雪作業にご理解・ご協力を

除雪作業は、国・県・市がそれぞれの路線で行います。冬道の安全を確保するために皆さんのご協力をお願いします。

- 除雪の出動基準と出動態勢**
 - ・市道の場合は積雪量がおおむね10cm以上の場合に出動します。なお、積雪の状況などにより作業時間帯が遅れる場合があります。
 - ・交通の混乱を緩和するため、幹線道路やバス路線、集落間道路などを優先的に除雪します。
 - ・除雪作業は、深夜から早朝に行うことが多く、騒音や振動などでご迷惑をおかけする場合があります。
- 除雪へのご協力をお願いします**
 - ・玄関前に雪が残ることがありますので、その処理への協力をお願いします。
 - ・路面凍結の原因となりますので、除雪された雪は道路に出さないでください。
 - ・除雪作業の妨げとなりますので、路上駐車はしないようにお願いします。
- 融雪剤を配布します**
市は、市道に散布する融雪剤を配布します。町内会で取りまとめのうえ、市建設課へ申し込んでください。

【問い合わせ】
○国道45号、仙人峠道路、三陸縦貫自動車道(釜石山田道路) 三陸国道事務所釜石維持出張所 ☎26-5014
○国道283号、各県道 沿岸広域振興局土木部 ☎25-2714 (内線294・323・324)
○市道 市建設課 ☎22-2111 (内線405・406)

12月から公的年金受給者も児童扶養手当の対象になります

【問い合わせ】市子ども課 ☎22-5121

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する人は、児童扶養手当(ひとり親家庭など対象)を受給できませんでしたが、12月から、年金額が手当額を下回る場合、その差額分を受給できるようになりました。12月1日に児童扶養手当の支給要件に該当している人は、平成27年3月31日までに申請をすれば平成26年12月分から支給されます。

- 今回から新たに手当を受け取れる主な場合**
 - ・子どもを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
 - ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
 - ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

- 申請について**
申請場所…市保健福祉センター2階 市子ども課
※支給要件に該当するかどうかや必要書類などは、お問い合わせください。
※手当額は請求者および扶養義務者の所得(8月までは前年度分、9月以降は当年度分)により決まります。

平成26年度 釜石市市勢功労者表彰

釜石市市勢功労者表彰式



表彰式に参加した被表彰者

市は、本年度の市勢功労者表彰式を11月28日に市内のホテルで行いました。野田市長から、市勢の振興発展に大きく貢献された3人(物故者1人含む)と2団体に自治功労表彰を、地域防災の推進に尽力いただいた1社に感謝状を贈りました。被表彰者は次のとおりです。

- 【自治功労表彰】
小川 誠也さん(86)
釜石写真クラブ会長、釜石郵趣会会長として長年にわたり文化振興に貢献
- 鈴木 洋一さん(82)
市働く婦人の家運営委員として長年にわたり市勢の発展に貢献
- 表千家成和会
茶道文化活動を通じ、伝統文化の継承と振興に貢献
- 裏千家又新会
茶道文化活動を通じ、伝統文化の継承と振興に貢献
- 及川 好さん(享年72)
平成26年6月16日ご逝去
釜石市教育委員長として教育行政の発展に貢献
- 【感謝状贈呈】
釜石レミコン株式会社
平成25年11月発生車両火災および本年5月発生林野火災における消火活動に協力されるなど、地域防災の推進に尽力

釜石市スマートコミュニティ導入促進事業イメージ



スマートコミュニティ導入促進事業は、災害時に強いエネルギーシステムの構築や、エネルギー自給率の向上を目的としています。内容は、地域エネルギーマネージメントシステムを中心としたエネルギーネットワークの構築や再生可能エネルギーの導入などで、具体的に、次の事業を行います。

- ① 学校・公共施設へのBEMS(エネルギー管理システム)導入
- ② 復興公営住宅などへのエネルギー共有システム導入
- ③ 復興公営住宅の屋根貸し発電
- ④ 大町地区における公共施設エネルギー使用の見える化
- ⑤ メガソーラー発電所の整備(片岸地区・楢ノ木平)
- ⑥ 植物工場の設置
- ⑦ エコ漁港、エコ水産加工事業の推進
- ⑧ 地域エネルギーの管理

【問い合わせ】市リーディング事業推進室 ☎22-2111 (内線136)



スマートコミュニティ導入促進事業の概要